

村内創業をお考えの方、創業後間もない方へ

～創業支援事業計画に定める特定創業支援事業をご活用ください～

1. 特定創業支援事業とは

創業希望者に対する継続的な支援で、創業に必要な「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の4つの知識が身に着く事業をいいます（湯川村の特定創業支援事業については裏面をご覧ください）。

2. 特定創業支援事業を受けると支援制度が利用できます

創業を行おうとする人又は創業後5年未満の個人が会社を設立する際の登録免許税が減額されます。

- ・株式会社 資本金の0.7%→0.35% 最低税額 15万円→7.5万円
- ・合同会社 資本金の0.7%→0.35% 最低税額 6万円→3万円
- ・合名会社又は合資会社 1件につき6万円→3万円

※既に会社を設立した者が組織変更を行う場合は対象となりませんのでご注意ください

無担保、第3保証人なしの創業関連枠の保証の特例が事業開始の6ヵ月前から支援を受けることが可能になり、枠が1,000万円から1,500万円に拡充されます。

※事業開始6ヵ月前から創業後5年未満の方が対象となります。

新創業融資制度に自己資金要件を充足したものとして、日本政策金融公庫新創業融資制度を利用することが可能になります。

※創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。

3. 支援制度を利用するには

上記支援制度を利用するためには、特定創業支援事業を受けたことについて、湯川村長の証明が必要になります。証明を受けたい方は、所定の証明申請書を村に提出してください。村は、支援内容を確認のうえ、証明書を発行します（村及び創業支援事業者間で、具体的な支援内容を共有することに同意していただいた場合に限りです）。

湯川村の創業支援事業

○相談窓口

場 所：湯川村産業建設課

対 象：湯川村内での創業を考えている方

内 容：支援施策や創業支援を行っている支援機関、支援施策の紹介、情報発信を行います。

湯川村商工会に設置するワンストップ相談窓口への引継ぎ、特定創業支援事業を受けたことの証明書の発行を行います。

○ワンストップ相談窓口

場 所：湯川村商工会

対 象：湯川村内での創業を考えている方

内 容：創業希望者の創業実現のため、様々な課題解決に関する継続的なサポートを行います。また、創業後も創業支援事業者と連携しフォローアップを行います。

○特定創業支援事業

湯川村創業支援事業計画における特定創業支援事業

創業支援事業者名	特定創業支援事業
会津商工信用組合	創業塾

※創業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓の4つ以上の知識を習得できる事業を特定創業支援事業としています。

〈お問い合わせ〉

○湯川村産業建設課

所在地 湯川村大字清水田字長瀬18番地

電話番号 0241-27-8840

○湯川村商工会

所在地 湯川村大字勝常字道後830番地

電話番号 0241-27-3957

○会津商工信用組合 地域成長支援部

所在地 会津若松市中央一丁目1番30号

電話番号 0242-22-6565